

第1種・第2種 身体障害者の区分

区 分		第1種 身体障害者	第2種 身体障害者
視覚障害		1～3級、 4級の1	4級の2、 5級～6級
聴覚または平衡機能の障害	聴覚障害	2級、3級	4級、6級
	平衡機能障害	該当なし	3級、5級
音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害		該当なし	3級、4級
肢 体 不自由	上 肢	1級、 2級の1・2	2級の3・4 3級～6級
	下 肢	1級、2級 3級の1	3級の2・3 4級～6級
	体 幹	1級～3級	5級
	乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級
移動機能		1級～3級	4級～6級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障害もしくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	心臓、じん臓、呼吸器、小腸の機能障害	1級、 3級～4級	該当なし
	ぼうこう・直腸の機能障害	1級、3級	4級
	肝臓の機能障害	1級～4級	該当なし
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害	1級～4級	該当なし

※上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号による